埼 玉 指 公 定 特 定非営 利 活 動 法 人  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 手続等 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 を改正 す る

和 三年三月三十 日

例

を

ここに

布

す

Ź

埼 玉 県 知 事 大 野 元

裕

## 埼 玉 県条例 第 十

る条 埼玉県指定特定非 営 利 活 動 法 人  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 手続等 に 関 す る条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す

県 条 埼 例第六 玉県指定 十号) 特定 非  $\mathcal{O}$ 営 \_\_ 利 部 活 を 動 次 法  $\mathcal{O}$ よう 人  $\mathcal{O}$ に改 指 定 正  $\mathcal{O}$ す 手 · 続 等 る。 関 す る 条 例 伞 成 二十 兀 年 埼 玉

たも 11 て は、  $\mathcal{O}$ 四条第六号中 に改め れ らに る。 記載 れ さ れ た事項中、 を 当 該 書 個 類 人 7  $\mathcal{O}$ 住所 に掲 げ 又 は る 居所 書 類 に係る記 (定 款 等 載 を  $\mathcal{O}$ 除 部分を 除 い  $\sim$ 

項 0 第 次に次 十条第五 0 項中 一項を加える。 一前 項」 を 第四 項\_ に 改  $\emptyset$ 同 項 を同条第六 項と Ļ 同 条 第 兀

5 事 は 項中、 役員名 指定特 簿 定 個 非 人 を閲覧させるときは 0 営 住 利活 所又は居所に ...動法 人 は 前 係 る 同 項 記 項  $\mathcal{O}$ 載  $\mathcal{O}$ 請 規  $\mathcal{O}$ 求 部 定に が 分 あ を除 カュ 0 た カコ 場 わ くことが らず、 合 12 お ر で 11 き れ て 事業 5 に 記載さ 報告 書 等 れ た 又

た  $\mathcal{O}$ 書 十三条 類に 渡等 . 限る。 に 係る 第 一項 事業の \_ 中 を 書 加 料 え、 金、 類」 条件そ 同  $\mathcal{O}$ 下に 項た だ  $\bar{\mathcal{O}}$ し書を 他そ (同  $\mathcal{O}$ 項 次 第三号に 内 容 0 ように に 関 す 掲 げ 改 る うる書類  $\emptyset$ 事 る。 項以 外 に  $\mathcal{O}$ 0 事 V 項を T は、 記 資産 載

提出することを要し ただ 次 0 各号に な 掲げ V る 場 合 E お 11 て は、 そ れ ぞ れ 当該各 号 に 掲 げ る 類 を

- ,業報告書等を提出 指定 特定非営利 活 動法 して 11 人 が る 場合 知 事 所 当 轄 該 法 事業報告 人 で あ 0 書等 T 法 第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ V)
- 11 場合 既に 知 事に提出 当該書類 さ れ 7 V る 前 条 第二項 第二号 12 掲 げ る 書 類  $\mathcal{O}$ 内 容 に 変 更 が な

第十四条中 れ らに 記載 さ れ れ た 事 を 項中、 個 n 5 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 書類 住 所 又は居る (事業報告 所に 書等 係 る記 又 載 は  $\mathcal{O}$ 役 員 部 分を除 名 簿 に 11 0 た VI 7

八 条第二 項 第 兀 号 中 第 +条第 五. 項 を 第 条第六 項 に 改  $\emptyset$ 

 $\mathcal{O}$ 

に

改め

- 1 条 は 和 三年六 月 九 日 カュ 5 施 行 す
- 2 改 正 後  $\mathcal{O}$ 第十三条第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 埼 玉 県 指定特定非営利 活 動 法 人  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 手

利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、 特定非営利活動法人」という。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。) 続等に関する条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人(以下「指定 なお従前の例による。 以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、 指定特定非営